

# 遺族年金と死亡保険

生命保険の死亡保険金額を決めるとき、死亡者の遺族が受け取る遺族年金がポイントになる。国民年金から支払われる「遺族基礎年金」と厚生年金から支給される「遺族厚生年金」である。今回は遺族年金について確認し、保険加入時の死亡保険金額について考えてみる。

FDSグループ代表  
EJエンテトバンク(FDSグループ)  
主任研究員

吉富明彦

関戸恵子

生命保険の死亡保険金額を決めるとき、死亡者の遺族が受け取る遺族年金がポイントになる。国民年金から支払われる「遺族基礎年金」と厚生年金から支給される「遺族厚生年金」である。今回は遺族年金について確認し、保険加入時の死亡保険金額について考えてみる。

## I. 遺族年金

### (i) 遺族基礎年金

1. 受給者  
死亡者によって生計を

維持されていた「子のあ  
る配偶者」または「子」  
が受給できる。このとき  
子は、18歳になった年  
度の3月31日までの子  
（ただし障害等級1・2  
級の子は20歳未満で、  
胎児も含む（婚姻してい  
ない子に限定））。

### 2. 受給資格

死亡者が被保険者また  
は老齢基礎年金の受給資  
格期間が25年以上ある者  
であり、保険料納付済期  
間（保険料免除期間を含  
む）が加入期間の2/3  
以上でなければならな  
い。ただし、2026年  
4月1日以前の死亡の場  
合、死亡日に65歳未満で  
かつ死亡日の属する月の  
前々月までの1年間に保  
険料の未納がなければ受  
給できる。

### 3. 年金額

遺族基礎年金の年金額  
は「78万0100円×子  
の加算」で計算する。子  
の加算は第1・2子が各  
22万4500円で、第3  
子以降は各7万4800  
円である。ただし、子が  
受給する場合は、加算は  
第2子以降について行  
い、子1人当たりの年金

額は算出した年金額を等  
分した額になる。

### (ii) 遺族厚生年金

#### 1. 受給者

死亡者によって生計を  
維持されていた「妻」、  
「子、孫」、「55歳以上  
の夫・父母・祖父母（支  
給開始は60歳から）」が  
この優先順位で受け取る  
ことができる。

#### 2. 受給資格

このとき、30歳未満の  
子のない妻は5年有期給  
付になる（子および孫の  
条件は国民年金と同  
様）。また、夫について  
は遺族基礎年金を受給中  
に限り、遺族厚生年金も  
受給できる。

#### 3. 年金額

①報酬比例部分の年金  
額  
報酬比例部分の年金額  
は次のaおよびbの式で  
計算され、多い方が支給  
される。

$$a. \text{ 本来水準 } (A \times 7.125 / 1000 \times S + B \times 5.481 / 1000 \times T) \times 3 / 4$$

$$b. \text{ 従前額保障 } (A \times 7.5 / 1000 \times S + B \times 5.769 / 1000 \times T) \times Z \times 3 / 4$$

A: 平均標準報酬月  
額(03年3月までの標  
準報酬月額)の総額を、  
03年3月までの加入期  
間の月数で除した額  
B: 平均標準報酬額  
(03年4月以降の標準  
報酬月額と標準賞与額  
の総額を、03年4月以

降の加入期間の月数で  
除した額)  
S: 03年3月までの  
加入期間の月数(Tと  
合わせて最低値300  
月)  
T: 03年4月以降の  
加入期間の月数(Sと  
合わせて最低値300  
月)  
Z: 1938年4月  
2日より前の生まれの  
人は1.000、それ  
以降は0.998  
その他: 7.125  
/1000および5.481  
/1000について  
481/1000につ  
いては死亡者の生年月  
日により経過措置あり  
②中高年の寡婦加算  
次のいずれかに該当す  
る妻が受け取る遺族厚生  
年金には、40歳から65歳  
の間、年5万5100円  
が加算される。ただし、  
死亡者が老齢厚生年金の  
受給権者または受給資格  
期間を満たしている場合  
は、死亡した夫の厚生年  
金保険の加入期間が20年  
(中高年の期間短縮の  
特例などにより20年未満  
で受給資格期間を満たし  
た人はその期間)以上の  
場合に限り、  
また、2007年3月  
31日以前に夫が亡くなっ  
て遺族厚生年金を受給し  
ている妻は、40歳を35歳  
と読み替える。

a. 夫が亡くなったと  
き40歳以上65歳未満で、  
遺族厚生年金は全額支給と  
なり、遺族厚生年金は老  
齢厚生年金に相当する額  
が支給停止となる。  
ここで遺族厚生年金の  
計算方法は、受給権者が  
族基礎年金の両方を受給  
していた妻(40歳に達し  
な時、子がいるため遺族  
基礎年金を受けている)  
が、末子が18歳に達する  
などして遺族基礎年金を  
受給できなくなったとき  
③経過の寡婦加算  
中高年の寡婦加算を受  
給している人が65歳にな  
るなどした場合に、経  
過的寡婦年金にかわる  
(加算額は生年月日に応  
じて減額)。  
a. 1956年4月1  
日以前生まれの妻に、65  
歳以上で遺族厚生年金の  
受給権が発生したとき。  
ただし、老齢厚生年金の  
受給資格期間が25年以上  
ある者が死亡したとき  
ある者が死亡したとき  
は、死亡した夫の厚生年  
金の被保険者期間(共済  
組合等の加入期間を除  
く)が20年以上(または  
40歳以降に15年以上)あ  
る場合に限り、  
b. 中高年の加算がさ  
れていた56年4月1日以  
前生まれの、遺族厚生年  
金の受給権者である妻が  
65歳に達したとき。  
④65歳以上の遺族厚生  
年金の受給権者が自身の  
老齢厚生年金の受給権を  
有するとき

死亡者の配偶者の場合、  
a. 死亡者の老齢厚生  
年金の3/4  
b. 死亡者の老齢厚生  
年金の1/2+自分の老  
齢厚生年金の1/2  
の2通りで、いずれが多  
い方が支給される。  
⑤07年4月1日前に65  
歳以上である遺族厚生年  
金受給者の場合  
07年4月1日前に遺族  
厚生年金を受けるとして  
すでに65歳以上のもの  
はa、cのいずれかを選  
択する(ただし、cは受  
給権者が死亡者の配偶者  
である場合のみ)。  
a. 老齢基礎年金+遺  
族厚生年金  
b. 老齢基礎年金+老  
齢厚生年金  
c. 老齢基礎年金+  
(遺族厚生年金×2/3  
+老齢厚生年金×1/3)

(iii) その他  
国民年金独自の給付と  
して、「寡婦年金」と  
「死亡一時金」がある。  
1. 寡婦年金  
第1号被保険者とし  
て、被保険者期間に係る  
保険料納付済期間(保  
険料免除期間を含む)が  
10年以上ある夫が、老齢  
年金等を受けずに死亡し  
た場合に、婚姻期間が10  
年以上の妻に対し60歳  
64歳までの間支給され  
る。  
年金額は、夫が受けら  
れたであろう老齢基礎年  
金額(第1号被保険者期  
間に係る額のみ)の3/  
4である。  
2. 死亡一時金  
第1号被保険者として  
保険料を納めた月数(3  
/4、1/2、1/4納  
付月はそれぞれ3/4、  
1/2、1/4月として  
カウント)が36月以上あ  
る死亡者が、老齢基礎年  
金も障害基礎年金も受給  
していないとき、その者  
によって生計を同じくし  
ていた遺族(優先順位  
は、1配偶者、2子、3  
父母、4孫、5祖父母、  
6兄弟姉妹)に死亡一時  
金が支給される。  
支給額は保険料を納め  
た月数に応じて12万/32  
万円、付加保険料を納  
めた月数も36月以上ある  
場合は85000円加算さ  
れる。

ただし、遺族が遺族基  
礎年金を受給する場合は  
死亡一時金は支給され  
ず、また、寡婦年金も受  
けられる場合にはどちら  
か一方を選択する。  
(独立)するまでの年数  
+子の独立後妻1人の生  
活費×末子独立時の妻の  
平均余命×余裕資金な  
どが一つのケースとして  
考えられる。  
また収入としては、  
「妻の収入×65歳までの  
年数+末子が18歳になる  
までの遺族基礎年金+遺  
族厚生年金+妻の65歳か  
らの老齢年金+その他  
(死亡退職金等)」等が  
ある。  
これら支出から収入を  
引いた差額を死亡保障金  
として準備するやり方  
は、生命保険の一般的な  
利用方法である。  
(ii) 死亡保障額  
(i) の収入と支出か  
ら保険金額を決める方法  
でも、それぞれの被保険  
者の生活環境によって、  
その額は多様である。そ  
れぞれの家庭で生活費や  
家族構成は違つ。妻の仕  
事内容(仕事以外の例え  
ばアパート経営等の収  
入)、金融資産の状況、  
家の条件(持家か賃貸  
か)等によっても見積も  
りは変わる。  
そもそも、生命保険の  
加入目的が遺族の生活保  
障ではない場合もある  
(事業承継対策や相続税  
対策等)。  
保険の加入を検討して  
いる顧客一人一人のニ  
ーズに合った保険金の提供  
を、保険会社をはじめ保  
険のプロフェッショナル  
は心掛けたい。

Professional Eye

# プロフェッショナルアイ

遺族基礎年金の年金額  
は「78万0100円×子  
の加算」で計算する。子  
の加算は第1・2子が各  
22万4500円で、第3  
子以降は各7万4800  
円である。ただし、子が  
受給する場合は、加算は  
第2子以降について行  
い、子1人当たりの年金

A: 平均標準報酬月  
額(03年3月までの標  
準報酬月額)の総額を、  
03年3月までの加入期  
間の月数で除した額  
B: 平均標準報酬額  
(03年4月以降の標準  
報酬月額と標準賞与額  
の総額を、03年4月以

降の加入期間の月数で  
除した額)  
S: 03年3月までの  
加入期間の月数(Tと  
合わせて最低値300  
月)  
T: 03年4月以降の  
加入期間の月数(Sと  
合わせて最低値300  
月)  
Z: 1938年4月  
2日より前の生まれの  
人は1.000、それ  
以降は0.998  
その他: 7.125  
/1000および5.481  
/1000について  
481/1000につ  
いては死亡者の生年月  
日により経過措置あり  
②中高年の寡婦加算  
次のいずれかに該当す  
る妻が受け取る遺族厚生  
年金には、40歳から65歳  
の間、年5万5100円  
が加算される。ただし、  
死亡者が老齢厚生年金の  
受給権者または受給資格  
期間を満たしている場合  
は、死亡した夫の厚生年  
金保険の加入期間が20年  
(中高年の期間短縮の  
特例などにより20年未満  
で受給資格期間を満たし  
た人はその期間)以上の  
場合に限り、  
また、2007年3月  
31日以前に夫が亡くなっ  
て遺族厚生年金を受給し  
ている妻は、40歳を35歳  
と読み替える。

a. 夫が亡くなったと  
き40歳以上65歳未満で、  
遺族厚生年金は全額支給と  
なり、遺族厚生年金は老  
齢厚生年金に相当する額  
が支給停止となる。  
ここで遺族厚生年金の  
計算方法は、受給権者が

死亡者の配偶者の場合、  
a. 死亡者の老齢厚生  
年金の3/4  
b. 死亡者の老齢厚生  
年金の1/2+自分の老  
齢厚生年金の1/2  
の2通りで、いずれが多  
い方が支給される。  
⑤07年4月1日前に65  
歳以上である遺族厚生年  
金受給者の場合  
07年4月1日前に遺族  
厚生年金を受けるとして  
すでに65歳以上のもの  
はa、cのいずれかを選  
択する(ただし、cは受  
給権者が死亡者の配偶者  
である場合のみ)。  
a. 老齢基礎年金+遺  
族厚生年金  
b. 老齢基礎年金+老  
齢厚生年金  
c. 老齢基礎年金+  
(遺族厚生年金×2/3  
+老齢厚生年金×1/3)

(iii) その他  
国民年金独自の給付と  
して、「寡婦年金」と  
「死亡一時金」がある。  
1. 寡婦年金  
第1号被保険者とし  
て、被保険者期間に係る  
保険料納付済期間(保  
険料免除期間を含む)が  
10年以上ある夫が、老齢  
年金等を受けずに死亡し  
た場合に、婚姻期間が10  
年以上の妻に対し60歳  
64歳までの間支給され  
る。  
年金額は、夫が受けら  
れたであろう老齢基礎年  
金額(第1号被保険者期  
間に係る額のみ)の3/  
4である。  
2. 死亡一時金  
第1号被保険者として  
保険料を納めた月数(3  
/4、1/2、1/4納  
付月はそれぞれ3/4、  
1/2、1/4月として  
カウント)が36月以上あ  
る死亡者が、老齢基礎年  
金も障害基礎年金も受給  
していないとき、その者  
によって生計を同じくし  
ていた遺族(優先順位  
は、1配偶者、2子、3  
父母、4孫、5祖父母、  
6兄弟姉妹)に死亡一時  
金が支給される。  
支給額は保険料を納め  
た月数に応じて12万/32  
万円、付加保険料を納  
めた月数も36月以上ある  
場合は85000円加算さ  
れる。

ただし、遺族が遺族基  
礎年金を受給する場合は  
死亡一時金は支給され  
ず、また、寡婦年金も受  
けられる場合にはどちら  
か一方を選択する。  
(独立)するまでの年数  
+子の独立後妻1人の生  
活費×末子独立時の妻の  
平均余命×余裕資金な  
どが一つのケースとして  
考えられる。  
また収入としては、  
「妻の収入×65歳までの  
年数+末子が18歳になる  
までの遺族基礎年金+遺  
族厚生年金+妻の65歳か  
らの老齢年金+その他  
(死亡退職金等)」等が  
ある。  
これら支出から収入を  
引いた差額を死亡保障金  
として準備するやり方  
は、生命保険の一般的な  
利用方法である。  
(ii) 死亡保障額  
(i) の収入と支出か  
ら保険金額を決める方法  
でも、それぞれの被保険  
者の生活環境によって、  
その額は多様である。そ  
れぞれの家庭で生活費や  
家族構成は違つ。妻の仕  
事内容(仕事以外の例え  
ばアパート経営等の収  
入)、金融資産の状況、  
家の条件(持家か賃貸  
か)等によっても見積も  
りは変わる。  
そもそも、生命保険の  
加入目的が遺族の生活保  
障ではない場合もある  
(事業承継対策や相続税  
対策等)。  
保険の加入を検討して  
いる顧客一人一人のニ  
ーズに合った保険金の提供  
を、保険会社をはじめ保  
険のプロフェッショナル  
は心掛けたい。

## わかりやすい共同海損

海損精算人 中田栄一

海損精算人である著者が海上運送業界の実務担当者向けに、3年以上続く共同海損制度の独特の仕組みと考え方を平易に解説した入門書。

お申込みはFAXまたはWebで FAX 03-3865-1431 http://www.homai.co.jp

保険毎日新聞社

ISBN978-4-89293-403-2  
●B5判・188頁  
●定価(本体2,500円+税)  
送料450円+税  
(2019年1月刊)

東京都千代田区岩本町1-4-7  
TEL 03-3865-1401